第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

第二十四条第一項第四号中「四半期連結会計期間及び」を削る。

第二十七条の二を次のように改める。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合の注記）

第二十七条の二　第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）

二　当四半期連結累計期間に係るのれんの償却額

第二十七条の三を削る。

第二十八条第三項を同条第五項とし、同条第二項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書（第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成する場合には、当該第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書）の次に記載しなければならない。

第二十八条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合において、第十条から第十条の六まで及び第十二条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第二十七条の規定による注記の次に記載しなければならない。

第二十八条第一項中「の規定により記載すべき」を「（第十条から第十条の六まで及び第十二条を除く。）の規定による」に、「から第十二条までの規定による記載」を「から第十条の六まで及び第十二条の規定による注記」に改め、同項第一号中「から第十二条までの規定により記載した事項」を「から第十条の六まで及び第十二条の規定による注記」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十条から第十条の六まで及び第十二条の規定による注記は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書（第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成する場合には、当該第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書）の次に記載しなければならない。

第三十五条に次の一項を加える。

5　前項後段の規定にかかわらず、第一・四半期連結会計期間及び第三・四半期連結会計期間においては、同項後段の規定による注記を省略することができる。

第三十八条中「財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条」を「四半期財務諸表等規則第三十三条」に改める。

第三十九条中「第二十六条の二」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　削除

第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

第五十二条　削除

（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）

第五十三条　同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により表示しなければならない。

一　たな卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法

二　たな卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

第五十五条第三項中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第五十六条（見出しを含む。）中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条　削除

第六十四条第二項を次のように改める。

2　四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書は、様式第三号により記載するものとする。

第六十四条に次の二項を加える。

3　四半期連結財務諸表提出会社は、第二・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成することができる。この場合においては、様式第四号により記載するものとする。

4　四半期連結財務諸表提出会社は、第二・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成しなければならない。この場合においては、様式第四号により記載するものとする。

第六十九条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間並びに四半期連結会計期間においては、販売費及び一般管理費について、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記することができる。この場合において、販売費又は一般管理費の費目及びその金額については、注記することを要しない。

第七十四条中「、前期損益修正益」を削る。

第七十五条中「、前期損益修正損」を削る。

第七十七条第一項第一号中「当四半期連結会計期間」を「当四半期連結累計期間」に改め、同条第二項中「前項各号」を「前項の規定にかかわらず、同項各号」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項各号に掲げる」を「第一項又は前項に規定する」に改める。

第七十八条の見出し中「四半期純損益金額等の」を「四半期純損益金額に関する」に改め、同条第一項中「当四半期連結会計期間及び当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間」を「当四半期連結累計期間」に、「当該金額の算定上」を「その算定上」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　四半期財務諸表等規則第七十条第二項の規定は、当四半期連結会計期間又は四半期連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項中「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と、「四半期貸借対照表日」とあるのは「四半期連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第七十八条第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額に関する注記）

第七十八条の二　四半期財務諸表等規則第七十条の二の規定は、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額に関する注記について準用する。この場合において、同条第二項中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第八十三条の二第二項を次のように改める。

2　四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書は、様式第三号の二により記載するものとする。

第八十三条の二に次の一項を加える。

3　四半期連結財務諸表提出会社は、第六十四条第三項の規定により、第二・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第二・四半期連結会計期間及び第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成しなければならない。この場合においては、様式第四号の二により記載するものとする。